

みなべ町になると手続き関係は、どうなるの？（住民周知広報案）

南部町・南部川村合併協議会

本人の身分・資格証明等に関することは、一般的に委任は適用されていませんが、詳細は関係機関等に照会願います。

○官公署・事業所関係

項目	対象者	必要となる関係手続き等	関係機関
土地・建物等登記簿	不動産所有者	<p>住所変更の手続きは、特に必要ありません。</p> <p>合併前の町、村、字名を合併後のものに読み替える「みなし規定」がありますので、そのままでも問題はありません。</p> <p>なお、新町名等に変更することを希望される方や都合により住所変更の登記が必要な方は、新町が発行する住所表記の変更を証する書面【合併証明書】を添付して、申請書を作成し提出することにより変更することができます。</p> <p>この場合、本人が申請する際、登録免許税は、免除されます。</p> <p>また、合併後に大字名を変更する場合も、同様の取り扱いとなります。</p>	和歌山地方法務局田辺支局 0739-22-0698 田辺市文里1丁目11-9
会社等の商業登記・法人登記等	会社・法人の代表者等	<p>住所変更の手続きは、特に必要ありません。</p> <p>合併前の町、村、字名を合併後のものに読み替える「みなし規定」がありますので、そのままでも問題はありません。</p> <p>なお、新町名等に変更を希望する方や信用取引(取引先の都合・融資関係)等都合により、住所変更の登記が必要な場合は、新町が発行する住所表記の変更の証する書面【合併証明書】を添付して、申請書を作成し提出することにより変更することができます。</p> <p>この場合、本人が申請する際は、登録免許税は、免除されます。</p> <p>また、合併後に大字名を変更する場合も、同様の取り扱いとなります。</p>	
自動車運転免許証	免許証所有者	<p>住所変更による書き替えや届け出は、特に必要ありません。</p> <p>次回の運転免許証の更新申請の際、併せて行っていただくことで差し支えありません。</p> <p>なお、更新手続きの際に、本人が確実に本籍、住所等を認識している場合は、住民票(戸籍の入ったもの)はひとつありませんが、不確かな場合は住民票(戸籍の入ったもの)を、お持ち願います。</p> <p>また、次回更新以前に変更を希望する方や証明関係等で変更が必要な方は、地区の交通安全協会や運転免許センターで、書き替え(裏書による対応)できます。</p> <p>その場合、手数料は無料です。</p>	和歌山県警察本部 田辺運転免許センター 0739-22-6700 田辺市元町565-5
自動車、オートバイの所有者・使用者の自動車検査証	普通自動車・250ccを超えるオートバイの所有者・使用者	<p>住所変更の手続きは、特に必要ありません。</p> <p>ただし、抹消登録は、住所の変更登録を行った上で手続きをしてください。</p> <p>なお、新町名に変更することを希望される方は、新町で発行する住所変更を証する書面【合併証明書】を登録申請書に添付して申請することができます。</p> <p>本人が直接申請する場合、申請手数料は無料ですが、申請用紙代金(100円未満)程度のみの負担となります。</p>	近畿運輸局 和歌山運輸支局本庁舎 073-422-2154 和歌山市湊1106-4
軽自動車の届出済証	4輪の軽自動車の使用者	<p>自動車検査証の住所変更の手続きは、特に必要ありません。</p> <p>変更を希望される方は、新町で発行する住所表記の変更を証する書面【合併証明書】を申請書に添付し、申請することができます。(転売・抹消登録等の場合は、左記機関へ問い合わせ願います。)</p> <p>本人が直接申請する場合、申請手数料は無料ですが、申請用紙代金(100円未満)程度のみの負担となります。</p>	軽自動車検査協会 和歌山事務所 073-433-4655 和歌山市西浜1660-405

項目	対象者	必要となる関係手続き等	関係機関
オートバイの使用者の届出済証	125ccを超え250cc以下のオートバイの使用者	住所変更の手続きは、特に必要ありません。 なお、新町名等に変更することを希望される方は、新町が発行する住所表記の変更を証する書面【合併証明書】を届出証記入申請書に添付して申請することができます。	近畿運輸局 和歌山運輸支局本庁舎 073-422-2154 和歌山市湊 1106-4
車庫証明	自家用自動車の所有者及び使用者	既に受けている車庫証明の住所・保管場所等については、そのまま、特に支障はありません。 合併後においても、現在の「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令」が改正、施行されるまでの間は、現在と同様の取扱い(南部町区域は必要、南部川村区域は不必要)となります。 軽自動車は、車庫証明は不要ですが、これまでどおり保管場所は必要となります。	交通安全協会田辺支部 (田辺警察署) 0739-23-0110 田辺市元町 559-1
NHK(日本放送協会)の契約関係	契約者	住所変更の手続きは、必要ありません。	NHK和歌山放送局 073-424-8111 和歌山市吹上2丁目3-47
電話等の契約	契約者	住所変更の手続きは、必要ありません。 電話番号も変更ありません。	NTT西日本 116
電気料金・契約関係	契約者	住所変更の手続きは、必要ありません。 ただし、契約名義の変更の場合は、申し出ください。	関西電力株式会社 田辺営業所 0739-22-1212 田辺市あけぼの22-10
税務署関係	納税者	住所変更の手続きは、必要ありません。	御坊税務署 0738-22-0695 御坊市園 430-3
公共職業安定所関係	事業所雇用保険受給者	住所変更の提出は、必要ありません。	(南部川村の方) 御坊公共職業安定所 0738-22-3527 御坊市湯川町財部 943 (南部町の方) 田辺公共職業安定所 0739-22-2626 田辺市朝日ヶ丘 24-6 (新町での窓口は検討中)
	雇用保険適用事業所	適用事業所関係についての手続きは、特に必要としない予定です。	
	事業所雇用保険受給資格者証	適用事業所関係についての手続きは、特に必要としない予定です。 保険受給者資格証は、本人が適宜修正していただくか、もしくは窓口で書き替えを行います。	
労働基準監督署関係	事業主等	住所変更の手続きは、必要ありません。	御坊労働基準監督署 0738-22-3571 御坊市湯川町財部 字宝橋 1132
国民年金、厚生年金の受給者	年金受給者	住所変更の手続きは、必要ありません。	田辺社会保険事務所 0739-24-0321 田辺市朝日ヶ丘 24-8
国民年金加入者	国民年金加入者	住所変更の手続きは、必要ありません。	
厚生年金加入事業所	厚生年金加入事業所	住所変更の手続きは、必要ありません。	
政府管掌健康保険(社会保険)	社会保険被保険者	2町村に所在地を有する適用事業所の被保険者に係る健康保険被保険者証は、記号が変更となるため交換(更新)が必要となります。 交換(更新)は、事業主を経由して行われます。	
国家公務員・地方公務員等共済組合等	年金受給者	各共済組合により取り扱いが異なる場合も考えられますので、各共済組合に照会してください。	各共済組合
恩給受給者	恩給受給者	住所変更の手続きは、必要ありません。	総務省人事・恩給局 03-5273-1400

項目	対象者	必要となる関係手続き等	関係機関
郵便関係 (貯金関係は除く)	郵便物関係	住所変更の手続きは、必要ありません。 郵便番号は、原則として変更せず、現在設定されている番号が引き継がれます。 郵便物は旧住所でも配達されます。 なお、差出人の方に機会をとらえて新住所をお知らせいただくようご配慮をお願いいたします。	南部郵便局 0739-72-5977 南部町大字芝 447-1 岩代郵便局 0739-72-3549 南部町大字西岩代 1650-2 上南部郵便局 0739-74-2050
貯金通帳・証書関係	預金者等	住所変更の手続きは、必要ありません。 また、郵便貯金通帳からの公共料金等の口座引落しなども、従来どおり取り扱われます。	南部川村大字谷口 504-2 清川郵便局 0739-76-2050
キャッシュカード (郵便局)	キャッシュカード所有者	住所変更の手続きは、必要ありません。	南部川村大字清川 2187 高城郵便局
簡易保険	契約者	住所変更の手続きは、必要ありません。	0739-75-2050 南部川村大字滝 519-1
預金通帳・証書関係 (管内各金融機関取り扱い分)	預金者等	住所変更の手続きは、必要ありません。 なお、当座預金、融資取引、外為取引等がある方は、住所変更の手続きが必要となる場合がありますので、各金融機関の窓口にお問い合わせください。給与振込・年金振込・公共料金等の口座引落しなどは、従来どおり取り扱われます。	紀陽銀行南部支店 0739-72-2510 南部町大字芝 445-1 きのくに信用金庫南部支店 0739-72-2001
キャッシュカード (管内各金融機関取り扱い分)	契約者	住所変更の手続きは、必要ありません。	南部町大字芝 409 みなべいなみ農協 本所 0739-72-2650
クレジットカード (管内各金融機関取り扱い分)	契約者	住所変更の手続きは、必要ありませんが、諸都合等のある場合は窓口にお問い合わせください。	南部町大字気佐藤 321-6 和歌山県信用漁業協同組合 田辺支店南部町営業店 0739-72-2337 南部町大字堺 574
預金通帳・証書関係	預金者等	管外の金融機関のものについては、念のため当該各金融機関にお問い合わせください。	管外各金融機関
クレジットカード (管外各金融機関取り扱い分)	契約者	管外の金融機関のクレジットカード関係については、各クレジット会社に変更手続きの必要の有無等を確認してください。	管外各クレジット会社
自賠責・生命保険関係	自賠責・生命保険契約者	変更手続きの必要の有無及びその手続き、必要書類等については、各保険会社あて確認ください。	各保険会社
各種公正証書(遺言)、 会社の定款の認証	公正証書類作成者	合併前に作成された公正証書等は、合併後においてもすべてそのまま有効です。 住所変更の手続きは、必要ありません。 なお、新町発足前に作成済みの公正証書に基づき、新町発足後に権利義務を実行する場合には、新住所の住民票等が必要となる場合があります。	田辺公証人役場 0739-22-1873 田辺市下屋敷町 37 西原ビル 2 階
旅券(パスポート)	所持人	合併に伴う住所変更は、所持人が自ら前住所を二本線で消し、余白部に新住所を記入してください。	和歌山県 パスポートセンター 073-436-7888 和歌山市美園町 5 丁目 61 和歌山ステーションビル
狩猟者登録	狩猟登録者	届出は不要です。 次回更新時に変更します。	日高振興局 農林水産振興部 林務課 0738-22-3111 御坊市湯川町財部 651

項目	対象者	必要となる関係手続き等	関係機関
猟銃空気銃 所持許可証	名義人	届出は不要です。 更新時に変更を行います。	和歌山警察本部 銃器薬物対策課 073-423-0110 和歌山市小松原通1 - 1
戦傷病者手帳	戦傷病者手帳 所持者	届出は不要です。	県庁 福祉保健総務課 073-432-4111 和歌山市小松原通1 - 1
心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済加入者・年金受給者	届出は不要です。	県庁 障害福祉課 073-432-4111 和歌山市小松原通1 - 1
漁船登録票	所有者・使用者	届出は不要です。	県庁 資源管理課 073-432-4111 和歌山市小松原通1 - 1
漁業許可証 採捕許可証	名義人	合併後速やかに許可証の書き換え交換申請をおこないます。	和歌山市小松原通1 - 1 又は 日高振興局 農林水産振興部 普及課 0738-22-3111
遊漁船業の登録	名義人	通常の手続きによる。30日以内に都道府県知事に届出ることが必要となります。手数料は無料。	和歌山市小松原通1 - 1 又は 日高振興局 農林水産振興部 普及課 0738-22-3111
宗教法人代表役員の変更及び規則	代表役員・規則	変更後の宗教法人登記謄本を添付の上、代表役員住所変更届を提出する必要があります。 規則中の事務所所在地を変更し、宗教法人登記謄本を添付の上、宗教法人規則変更届を提出する必要があります。 (通常は規則変更の認証申請が必要です。)	県庁 総務学事課 073-432-4111 和歌山市小松原通1 - 1
社会福祉法人 定款変更届出	法人の所在地	通常の手続きに従い定款変更の届出を行う必要があります。 手数料は無料。	県庁 福祉保健総務課 073-432-4111 和歌山市小松原通1 - 1
医療法人定款認可 病院等開設許可 施術所等開設届	法人・開設者	通常の手続きに従い速やかに、定款変更等の届出を行う必要があります。	県庁 医務課 073-432-4111 和歌山市小松原通1 - 1
建設工事入札 参加資格申請(県)	事業者	県内事業者：届出等は不要。職権により変更します。	日高振興局 建設部 総務課 0738-22-3111 御坊市湯川町財部 651

○町役場関係

項 目	対 象 者	必 要 と な る 関 係 手 続 き 等
住民票	住民	特に手続きは、必要ありません。 町長が職権で変更いたします。
戸籍	戸籍	特に手続きは、必要ありません。 町長が職権で変更いたします。
外国人登録証明書	外国人登録者	特に急いでの手続きは、必要ありません。 新町の役場への来庁時、申し出により住所変更を裏書等で修正いたします。 また、入国管理局関係での残留期間更新手続きの際、新町が発行する住所表記の変更を証する書面【合併証明書】の添付により住所の変更を行います。
住所表記の変更を証する書面【合併証明書】	住民	通常は必要ありませんが、都合により土地・家屋登記簿の名義人の住所の変更、会社等の商業登記、法人登記の代表者の住所変更登記、事務所の位置の変更等で必要になる場合があります。 書面交付（証明）手数料は、無料とする予定です。
印鑑登録証 （印鑑手帳）	印鑑登録済み者	南部町で発行している印鑑登録カード、南部川村で発行している印鑑登録手帳は、新町役場に来庁された際に担当窓口において、新カードに無償で交換を行います。
犬の飼い主	犬の飼い主	住所変更の手続きは、必要ありません。
原付・小型特殊自動車所有者の住所変更及びナンバープレートの交換	原動機自転車(125cc 以下)小型特殊自動車	住所変更の手続きは、特に必要ありません。 なお、ナンバープレートは、希望により無償で交換いたします。
国民健康保険被保険者証	国民健康保険被保険者証 所持者	住所変更の手続きは、必要ありません。 再交付いたします。
老人保健医療受給者証	老人保健医療受給者証 所持者	住所変更の手続きは、必要ありません。 再交付いたします。
介護保険被保険者証	介護保険被保険者証 所持者	住所変更の手続きは、必要ありません。 再交付いたします。
老人医療受給者証（県単）	老人医療受給者証所持者	住所変更の手続きは、必要ありません。 後日、再交付いたします。
母子健康手帳	母子健康手帳所持者	旧町村発行に係る手帳は、原則として継続使用をお願いいたします。 住所変更の手続きは、必要ありません。 なお、合併前、町村が発行した手帳で、内容が未記入のものについては、希望により再交付いたします。
乳幼児医療受給者証（県単）	乳幼児医療受給者証所持者	住所変更の手続きは、必要ありません。 後日、再交付いたします。
障害者医療受給者証（県単）	障害者医療受給者証所持者	住所変更の手続きは、必要ありません 後日、再交付いたします。
ひとり親医療受給者証（県単）	ひとり親医療受給者証所持者	住所変更の手続きは、必要ありません。 後日、再交付いたします。
児童扶養手当証書	児童扶養手当証書所持者	住所変更の手続きは、必要ありません。 後日、再交付いたします。
特別児童扶養手当証書	特別児童扶養手当証書所持者	住所の変更の手続きは、必要ありません。 後日、再交付いたします。
身体障害者手帳	身体障害者手帳所持者	新町のできる限り速やかに住所地の書き替えを行います。 その場合、原則として本人から「身体障害者手帳交付申請（届出）書」を県あてに提出していただくことになります。
療育手帳	療育手帳の所持者	住所変更の手続きは、必要ありません。 更新する時に書き替えを行います。 なお、特に希望する方には更新前でも書き替えを行います。 その場合、「療育手帳変更届」を県あてに提出していただくことになります。
その他の旧町村発行にかかる諸証書・証明等	旧町村発行にかかる 諸証書・証明等	住所変更の手続きは、必要ありません。 急ぎ必要なものについては、速やかに来庁いただき、担当課窓口で変更手続きをお願いし、再交付いたします。 その他のものは、来庁された折に、担当課窓口で変更手続きをお願いし、再交付させていただきます。